

議案第 1 1 号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 1 7 年 1 月 2 6 日提出

長岡市・与板町合併協議会
会長 森 民 夫

議会の議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律第 6 条第 2 項に規定する定数特例を適用する。

定数特例を適用する期間は、長岡市議会の議員の残任期間とする。

議案第 11 号参考資料

定数特例（議員数は、合計 41 人）

与板町の区域に選挙区を設けるものとし、選挙区における議会の議員の定数は次のとおりとする。任期は、長岡市の議会の議員の任期（平成 19 年 4 月 30 日）までとする。

与板選挙区 1 人

定数の算出方法

区 分	平成12年国勢調査人口	定 数	備 考
長 岡 市	2 3 7 , 7 1 8	4 0	与板町 長岡市の定数 × (与板町の人口 / 長岡市の人口) = 1.261 端数は四捨五入し、1未満は1とする
与 板 町	7 , 4 9 3	1	
合 計	2 4 5 , 2 1 1	4 1	

【 参 考 】

区 分	平成12年国勢調査人口	定 数	備 考
長 岡 市	1 9 3 , 4 1 4	3 3	旧町村ごとの定数 = 長岡市の定数 × (編入される町村の人口 / 長岡市の人口) 端数は四捨五入し、1未満は1とする
中之島町	1 2 , 8 0 4	2	
越 路 町	1 4 , 2 7 1	2	
三 島 町	7 , 6 1 8	1	
山古志村	2 , 2 2 2	1	
小 国 町	7 , 3 8 9	1	
合 計	2 3 7 , 7 1 8	4 0	

